

泉区民の緑環境を守る活動補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 3 月 22 日 泉政第 10577 号（区長決裁）

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 泉政第 1528 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、泉区の緑環境を守っていく泉区民による団体・グループが行う主体的かつ継続的な活動を推進するために、泉区民の緑環境を守る活動補助金（以下「補助金」という）の交付に関して必要な事項を定める。

2 この補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

「緑環境」とは区内で区民に公開でき、面積が概ね 50 m²以上の場所をいう。

（対象となる活動）

第 3 条 対象となる活動は、次のいずれかの内容に該当し、かつ、区長が適切であると認められたものとする。

- (1) 緑環境の清掃や維持に関わる内容
- (2) 緑環境の改善や地域の活用に関わる内容
- (3) 上記(1)(2)の取組の充実・発展を意図した内容
- (4) その他、区長が必要と認めた内容

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動については対象としない。

- (1) 公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- (2) 営利企業、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- (3) 横浜市が実施している他の助成制度等による助成・補助を受けている活動
- (4) 他の団体が企画募集する活動

3 団体が年度途中で解散した場合は、解散した月の前月までを補助対象とする。ただし、月の末日に解散した場合には、解散した月までを補助対象とする。

（対象となる活動団体）

第 4 条 この要綱は、区内で前条に規定する活動を行い、もしくは活動に取り組もうとする区民の団体またはグループ（以下「活動団体」という。）を対象とする。

2 前項の活動団体は、次のすべての要件に該当する団体とする。

- (1) 第4条で定める活動団体の登録を受けていること。
- (2) 団体の構成員の過半数が、泉区に在住、在勤、在学の者であること。
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした活動をしていないこと。
- (4) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。
- (5) 5名以上の構成員がいて、今後も継続して活動する見込みがあること。
- (6) 法人格を有していないこと。ただし、特定非営利活動法人はこの限りでない。
- (7) 活動の目的や内容が非営利であること。
- (8) 原則として、希望する区民等が誰でも活動に参加出来るものとする。
- (9) 前年度の区長が指定する期限までに活動団体の登録が決定していること。

3 第1項に規定する活動団体は、あらかじめ当該土地の権利者（以下「地権者」という）と活動内容を協議し、活動内容についての協定（以下「活動協定」という）を結んでいることとする。協定を結ばないことにより活動団体の活動にいかなる支障が生じた場合でも、区は一切の責任を負わないものとする。

4 同一年度内に、同一団体が同一内容で受けられる助成は、1回に限るものとする。

（活動団体の登録）

第5条 活動団体の登録を受けようとするときは、活動登録申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 活動登録申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動場所の位置図
- (2) 活動に関する調書（第2号様式）
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 構成員名簿
- (5) その他区長が必要と認めるもの

3 区長は、登録を決定したとき、もしくは登録が認められないときは、活動登録申請についての通知書（第3号様式）により、活動団体に通知するものとする。

4 次の各号の一に該当するときは、登録内容変更届（第10号様式）により区長に届け出なければならない。

- (1) 代表者を変更するとき。
- (2) 規約を変更するとき。
- (3) 活動団体の名称を変更するとき。
- (4) 補助金交付中に活動団体を解散するとき。

(5) その他区長が必要と認めるとき。

(活動の報告)

第6条 区長は、必要があると認めるときは活動団体に活動状況の報告を求めることができるものとする。

(登録の解除)

第7条 区長は、権利者もしくは活動団体の申し出により、やむを得ない理由があるとき認めるときは、登録を解除するものとする。

2 区長は、登録された活動内容と活動の事実が著しく異なると認めるときは、活動の登録を解除するものとする。

3 第1項および第2項に規定する登録の解除をする場合は、活動登録解除通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(活動補助金の交付)

第8条 区長は、第4条の規定により登録した活動団体の活動に対して、活動補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項に規定する補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 道具・資材の購入費
- (2) 技術向上のための研修費
- (3) 調査や作業などの委託費
- (4) 事務用品等の購入費
- (5) 活動紹介・報告の作成に伴う製作費
- (6) 連絡通信費
- (7) その他区長が必要と認めたもの

3 ただし、次の経費は助成の対象としない。

- (1) 団体の運営費、事務所の賃借料、光熱水費等の管理費
- (2) 団体のスタッフや会員、関係者などに対する人件費、賃金、謝金など
- (3) 活動場所までの移動経費（電車賃やガソリン代など）
- (4) 他団体への補助
- (5) 飲食に関わる費用（但し、活動中の体調管理用飲料水は除く）

(活動補助金の限度額)

第9条 活動補助金は、1団体あたり1年間で7万円を上限とする。

(電動工具の購入にかかる補助金の交付)

第10条 区長は、第7条の活動補助金とは別に、電動工具の購入にかかる補助金を交付す

るものとする。

2 前項に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 電動工具本体の購入

3 前項に規定する電動工具とは、草払い機またはチェーンソーとする。

(電動工具の購入にかかる補助金の限度額)

第 11 条 電動工具の購入にかかる補助金は、購入金額の2分の1まで、かつ、工具の種類ごとに基準で定める金額を上限とする。

2 前項の基準で定める上限金額は、草払い機は1万5千円、チェーンソーは3万円とする。

(補助金の申請)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする活動団体は、補助金の交付を必要とする活動を開始する前に、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書(第5号様式の1)を区長に提出しなければならない。

(1) 活動に関する調書(第2号様式)

(2) 活動登録申請についての通知書(第3号様式)の写し

(3) 活動計画書・予算書(第5号様式の2、3)

(4) その他区長が必要と認めるもの

(補助金交付決定の通知)

第 13 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、提出書類の精査及び現地調査等により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定する場合に、必要と認めるときは、この要綱の目的を達するために必要な限度内において条件を付することができる。

3 区長は、補助金の交付を決定したとき、もしくは認められないときは、補助金交付決定通知書(第7号様式)により、補助金額その他必要な事項を当該活動団体に通知するものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第 14 条 補助金の交付時期において、区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、活動団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できない場合とする。

2 前項により補助金の全部または一部を交付するときは、概算払とする。

(申請の取り下げの期日)

第 15 条 申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。

(補助金の交付決定の取消)

第 16 条 区長は、補助金の交付を受けた活動団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 補助の対象となる経費が支出されないとき。
- (2) 補助の対象となる活動が実施されないとき。
- (3) 法令、当該要綱、交付決定の内容もしくは交付条件、その他これらに基づく区長の指示等に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請・虚偽の報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の一部または全部を取り消すときは、活動補助取消通知書（第 9 号様式）にて通知するものとする。

(実績報告)

第 17 条 第 13 条により補助金の交付決定通知書の交付を受けた活動団体は、事業終了後 20 日以内に、活動完了報告書・決算書（第 6 号様式）・概算払金精算書（第 12 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 第 1 項の活動完了報告書・決算書には、補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等として、補助事業に係るすべての領収書等の写しを添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第 18 条 区長は前条第 1 項の規定に基づき活動完了報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第 11 号様式）により活動団体に通知する。

(補助事業に係る会計処理)

第 19 条 活動団体は、次の各号に掲げた事項を遵守し、補助事業に係る会計処理を行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る会計は団体名義の銀行口座により管理するなど、個人の会計と明確に区分すること。
- (2) 補助対象経費とする場合は、法定通貨（現金）のみを用いて決済をすること。例として、クレジットカードやキャッシュレス決済、仮想通貨、クーポン等の利用は補助対象経費としては認めない。また、決済方法に関わらず決済の際にポイントカード等を提示し、還元が生じる場合も補助対象外とする。

(補助金交付の請求)

第 20 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付請求は、補助金支払請求書(第 8 号様式)により行わなければならない。

(物品等の処分の制限)

第 21 条 補助金により取得した物品等で、価額が 30,000 円以上のものについて、その処分について区長の承認を受けなければならない期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間とする。ただし、10 年を超える場合は 10 年とする。

(関係書類の保存期間)

第 22 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(書類の閲覧)

第 23 条 補助金の交付を受けた活動団体及び区長は、横浜市市民協働条例(平成 24 年 6 月条例第 34 号)第 7 条第 4 項に基づき、以下の書類又はその写しを一般の閲覧(以下「閲覧」という。)に供しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第 5 号様式及びその添付書類)
- (2) 活動完了報告書・決算書(第 6 号様式)
- (3) 補助金交付決定通知書(第 7 号様式)

2 第 1 項の閲覧を行う場所等は次の表のとおりとする。

	団体	区 長
閲覧場所	団体が指定する場所	泉区総務部区政推進課
閲覧時間	団体が指定する時間	区役所の開庁時間
閲覧に供する期間	補助金を交付した日から 2 年間とする。 ただし、第 6 号様式又はその写しにあっては、当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。	

(現状の復旧)

第 24 条 活動団体は、故意または過失によって登録した活動の範囲を逸脱して当該土地内の樹木等をき損したとき又は、土地権利者に損害を与えたときは、自らが費用を負担して原状に復旧するものとする。

(自己責任の原則)

第 25 条 活動団体は、自らの責任で活動を行うものとし、作業中に生じた事故について、区はその責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行をもって、泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金交付要綱は廃止する。

年 月 日

泉区長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

活動登録申請書

泉区民の緑環境を守る活動団体に登録したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

緑地等の名称	
緑地等の所在地	泉区

添付書類

- (1) 活動場所の位置図
 - (2) 活動に関する調書（第2号様式）
 - (3) 規約、定款その他これらに類する書類
 - (4) 地権者との協定書（※任意）
 - (5) その他 _____
-

活動場所について

(現在の状態、将来像、地域での活用実態などについて)

これまでの助
成実績

これまでに市や他行政、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください。(過去3年間程度)

確認事項

当団体は、政治、選挙、宗教もしくは営利を目的とした活動を行う団体、または公益を害する恐れのある団体のいずれにも該当していません。

年 月 日 代表者名 _____

泉政第 号
年 月 日

様

泉区長

活動登録申請についての通知書

年 月 日に登録申請のありました活動について、
次のとおり決定しましたので通知します。

1 登録の可否	
2 活動団体名	
3 緑地等の名称	
4 緑地等の所在地	
5 条件等 (不登録の理由)	

泉政第 号
年 月 日

様

泉区長

活動登録解除通知書

年 月 日第 号で登録決定した活動については、次の理由により登録を解除することとしましたので通知します。

1 活動団体名	
2 緑地等の名称	
3 緑地等の所在地	
4 解除の理由	

活動計画書

時 期	具体的な活動内容

予 算 書

1 収入の部 (単位 円)

項 目	予 算 額	説 明
1 活動補助金		
2 電動工具の購入にかかる補助金		
3 自主財源	会 費 等	
	参加料等	
	寄付金等	
	そ の 他	
収入合計		

2 支出の部 (単位 円)

項 目	予 算 額	説 明
活動補助金からの支出		
活動物品購入費		
連絡通信費・事務用品費		
小計 (A)		
電動工具の購入にかかる補助金からの支出		
小計 (B)		
自主財源からの支出		
小計 (C)		
支出合計(A) + (B) + (C)		

年 月 日

泉区長

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

活動完了報告書

泉区民の緑環境を守る活動補助を受けた活動（ 年 月 日
第 号）を完了しましたので、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

活動報告

時期	具体的な活動内容

（裏面あり）

活動場所について	
現在の姿 (改善状況)	
活動について	
区民の 参加状況	
地域との 連携状況	
これからの 活動	
来年度の 申請予定	(補助金の交付)

決 算 書

収入の部 (単位 円)

1 収入の部 (単位 円)

項 目	決 算 額	説 明
1 活動補助金		
2 電動工具の購入にかかる補助金		
3 自主財源	会 費 等	
	参加料等	
	寄付金等	
	そ の 他	
収入合計		

2 支出の部 (単位 円)

項 目	予 算 額	説 明
活動補助金からの支出		
活動物品購入費		
連絡通信費・事務用品費		
小計 (A)		
電動工具の購入にかかる補助金からの支出		
小計 (B)		
自主財源からの支出		
小計 (C)		
支出合計(A) + (B) + (C)		

泉政第 号
年 月 日

様

横浜市泉区長

補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました泉区民の緑環境を守る活動補助については、審査の結果、次のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

1 交付決定金額	(1) 活動補助金 ￥ (2) 電動工具の購入にかかる補助金 ￥
2 条件等 (不交付の理由)	(1) この補助金は、記載の事業以外の経費に流用しないでください。 (2) 申請内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。 (3) 事業の完了前に概算払により全部または、一部の交付金を受ける場合は、事業終了後速やかに清算し、事業終了後 20 日以内に、事業完了報告書と合わせて概算払金清算書（第 12 号様式）を提出して下さい。 (4) 補助事業の実行にあたっては、補助金の執行に先立ち補助金以外の収入を全額当該事業の支出に充ててください。その結果、決算額において残額が生じた場合は、概算払金清算書（第 12 号様式）を提出し、その差額に相当する補助金を返還してください。 (5) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を求められることがあります。 (6) 補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。 (7) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000 円以下の過料に処します。 ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

年 月 日

泉区長

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

印

補助金支払請求書

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けました標記補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 ￥ _____

	(フリガナ)	
口座名義人		
振込先	銀行 信用金庫 支店 信用組合 農協	
種 目	普通 ・ 当座	口座番号

*口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名押印して下さい。

私は、次の者を代理人と定め、上記補助金の権限を委任します。

受任者 _____ 印

委任者 _____ 印

泉政第 号
年 月 日

様

泉区長

印

活動補助取消通知書

年 月 日第 号で決定した泉区民の緑環境を守る活動補助については、次の理由により補助決定の（全部・一部）を取り消すこととしますの
で通知します。

1 活動団体名	
2 緑地等の名称	
3 緑地等の所在地	
4 取消の理由	

年 月 日

泉区長

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

登 録 内 容 変 更 届

年 月 日 第 号で承認を受けた活動について、以下のように変更します。

1 内容
代表者の変更 ・ 規約の変更 ・ 活動団体の名称の変更 解散（補助金交付期間中） その他（ ）
2 発生事由等
<p>※ 規約を変更する場合は新しい規約と古い規約を添付してください。</p>

泉政第 号
年 月 日

様

泉区長

補助金額確定通知書

年 月 日に活動完了報告の提出がありました泉区民の緑環境を守る活動補助金については、次のとおり、その額を確定しましたので通知します。

補助金確定額	(1) 活動補助金 ¥ _____ (2) 電動工具の購入にかかる補助金 ¥ _____
戻入金	(1) 活動補助金 ¥ _____ (2) 電動工具の購入にかかる補助金 ¥ _____

第 12 号様式

年 月 日

泉区長

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

概算払金清算書

下記の通り、概算払金を清算します。

概算払金受領額	(1) 活動補助金 ¥ (2) 電動工具の購入にかかる補助金 ¥
受領年月日	年 月 日
概算払金執行額	(1) 活動補助金 ¥ (2) 電動工具の購入にかかる補助金 ¥
差 引 額	(1) 活動補助金 ¥ (2) 電動工具の購入にかかる補助金 ¥